

平成23年度奈良県食品衛生監視指導計画（案）
に対する意見募集結果について

項目	意見の概要	県の考え方
<p>第3の2 重点的に監視指導を実施すべき項目</p> <p>(4) 食品表示の確認に関する事項</p> <p>計画案：5ページ</p>	<p>アレルギー物質について、コンタミネーションの事例紹介等を含め、アレルギー物質の管理についての情報提供及び指導をお願いします。</p>	<p>「アレルギー物質については、ごく微量でアレルギーを引き起こすおそれがあることから、製造・販売に係る関係書類の確認を行うとともに、防止策を講じてもコンタミネーションの可能性が排除できない場合には、注意喚起の表示を行うよう指導を行います。」を追記することとします。</p>
<p>第3の3 監視指導の実施体制に関する事項</p> <p>(1) 監視指導の実施体制に関する基本的な事項</p> <p>計画案：6ページ</p>	<p>食品衛生監視員の人数が減っていますが、監視体制は十分ですか。</p>	<p>主たる業務が食品衛生監視員である人数には変更ありません。今後とも、重点的かつ効率的な監視指導を行うことで、監視体制の充実に努めていきます。</p>
<p>第3の3 監視指導の実施体制に関する事項</p> <p>(3) 厚生労働省、消費者庁、他の都道府県市及び市町村消費生活センター等との連携確保に関する事項</p> <p>計画案：6ページ</p>	<p>消費者庁が設置されて一年半経ちました。消費者庁関連部局と連携しての情報提供や啓発を計画に盛り込むと具体的な進展が期待できそうですが、いかがですか。</p>	<p>食品衛生法に基づく監視指導計画であることから、計画には消費者庁が所管するすべての法律について言及していませんが、本県では、平成16年度よりすでに食品安全行政と消費者行政を一元化しており、消費者庁が設置されてからも、消費者庁関連部局と連携を行っています。</p>
<p>第3の4 施設への立入検査及び食品等の収去検査等に関する事項</p> <p>(1) 立入検査の方向性</p> <p>計画案：7ページ</p>	<p>「HACCPの概念を取り入れた自主管理体制の強化促進」とあるが、奈良県内ではHACCPの認証の実績は極めて少なく、HACCPの概念の導入施設の促進は難しいと思われます。HACCPの概念の普及がなかなか進まない原因を究明するとともに、奈良県独自のHACCP認証制度を創設することが必要ではないでしょうか。</p>	<p>県版HACCPは、県内の食品等事業者の自主衛生管理を推進し、県産食品の安全性と信頼性を高めるために重要な手段であると考えています。</p> <p>しかしながら、県内の事業者は中小で少量多品目を生産する者が多く導入効果の理解が得にくいこと、登録認証機関として県内で協働できる第三者機関となる団体が希薄であることから策定に至っていません。</p> <p>今後とも県民及び食品等事業者が望む県版HACCPとは何か引き続き検討していきます。</p>
<p>第3の4 施設への立入検査及び食品等の収去検査等に関する事項</p> <p>(4) 収去検査等実施計画</p> <p>計画案：9ページ</p>	<p>直売所は地産地消を背景に消費者に人気があり、直売所イコール安全・安心と捉えられている節があるが、農薬や生産方法に不安があることも否めません。消費者に安心していただくだけでなく、県内農産物の価値を高める意味でも青果の検査の充実と管理の強化を求めます。</p>	<p>現在、直売所において、農林部と協力のうえ、出荷前における県内産農産物の検査を実施しているところですが、検体数の拡大に努めていきます。</p>
<p>第3の4 施設への立入検査及び食品等の収去検査等に関する事項</p>	<p>収去検査数の増減比較とその根拠や、収去検査項目はどのように決めているのかの根拠を示していただきたいです。</p>	<p>消費・生活安全課、保健所、市場食品検査課及び保健環境研究センターが収去に関する会議を開催し、最近の食品に係る違反状況を考慮しながら、総合的に検査数、検査項目等を決めてい</p>

<p>(4) 収去検査等実施計画及び (5) 収去検査等検査項目 計画案： 9～11 ページ</p>		<p>ます。</p>
<p>第3の4 施設への立入検査及び食品等の収去検査等に関する事項 (7) 違反食品等の公表 計画案： 12 ページ</p>	<p>自主回収についても公表が必要と思われる。</p>	<p>自主回収を行うもので法違反に該当するものは何らかの公表の手段をとるよう検討していきます。</p>
<p>第3の7 食中毒等健康危害発生時の対応に関する事項 計画案： 13 ページ</p>	<p>食品の異臭や異常に対する通報への対応など「フードディフェンス」に対する対策はどうなっているのですか。 また、「毒劇物迅速検査キット」は活用しないのですか。</p>	<p>不良食品について保健所へ届出があった場合には、原因究明を行うとともに、その原因となった事業者には、再発防止策を講じるよう指導しています。 また、「毒劇物迅速検査キット」については、近年使用した実績がないことから削除しましたが、必要となった場合には活用していく予定であり、今回ご意見をいただきましたので、昨年度と同様、計画に記載することとします。</p>
<p>第3の8 食品等事業者に対する自主的な衛生管理の実施に関する事項（その1） 計画案： 13 ページ</p>	<p>「自主回収の報告」については、実施上の義務づけとのことですが、法的な拘束力はどれほどあるのですか。</p>	<p>「自主回収の報告」については、県条例において義務づけています。 法第50条第3項において、条例に定められた基準は遵守することとされており、これに違反した場合には、法第55条により処分されることになっています。</p>
<p>第3の8 食品等事業者に対する自主的な衛生管理の実施に関する事項（その2） 計画案： 13 ページ</p>	<p>ホームセンター等、従来大きく食品を取り扱ってこなかった事業者で、生鮮食品の取扱いを拡充しているところがあるので、仕入れ基準や産地表示に関する情報提供及び指導をお願いします。 また、今後、新規参入、NPOなど市民グループによる食品販売が増えてくると思うので、経験のない事業者等へのマニュアル整備、指導等についてもお願いします。</p>	<p>ホームセンターや個人店等に関わらず、食品を取り扱う場合は、営業許可や届出の対象となりますので、監視指導は行っています。 また、申請時や監視指導の機会をとらえ、適切な食品の取扱い等の指導や表示の相談にも応じています。</p>
<p>第3の9 関係者相互間の情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）の実施に関する事項 計画案： 13 ページ</p>	<p>具体的な計画の記載が必要ではないですか。</p>	<p>シンポジウムや講習会等の開催の頻度や内容については、計画策定時には決定していませんので、記載はしていませんが、これまでも奈良県食品・安全安心懇話会に意見を求めるなど、毎年度実施しています。</p>
<p>第3の10 食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上に関する事項 計画案： 14 ページ</p>	<p>優良事業者への表彰制度には取り組まれないのですか。</p>	<p>第3の8(4)（13ページ）で記載しているとおり、すでに取り組んでいます。</p>